

## 中間前金払に関する「Q&A」

### Q1 中間前金払とは何ですか？

A1 現在、1件あたりの設計金額が1,000万円以上で工期が90日以上 of 建設工事において、契約金額の100分の40以内の前金払の請求ができることになっていますが、施工の中間時期にさらに100分の20以内で追加して支払う前金払のことを「中間前金払」といいます。

一定の条件を満たせば、簡単な書類検査だけで支払うことができる中間前金払を導入することで、支払手続を省力化し、工事の円滑な施工を図ることを目的にしています。

### Q2 中間前金払の対象となる工事は何ですか？

A2 中間前金払の対象となる建設工事は、設計金額が1,000万円以上で工期が90日以上の前金払対象の建設工事と同じです。ただし、当初の前金払を受領していることが必要となります。

### Q3 中間前金払のメリットは何ですか？

A3 中間前金払は、「部分払」に比べ、請負者及び発注者双方の事務を大幅に簡略化することができます。

「部分払」の場合は、現場での査定等を実施する出来高検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、検査等に係る時間が大幅に節約されることから、支払い手続きの簡素化及び迅速化が図られ、工事への進捗への影響も少なくなります。

### Q4 中間前金払を請求できる条件は何ですか？

A4 設計金額が1,000万円以上で工期が90日以上 of 建設工事の請負契約において、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 工事の進捗出来高が、契約金額の2分の1以上の額に相当していること。
- (4) 前金払を請求し、受領していること。

- (5) 中間前金払と部分払との選択に係る届出書にて、部分払を選択せず、中間前金払を選択していること。

Q5 実際の工事の出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求することができますか？

A5 上記「A4」の支払条件をすべて満たしていれば、予定出来高の消化状況に関係なく請求することができます。

Q6 中間前金払の認定に必要な書類はどのようなものですか？

A6 「中間前金払認定請求書」に「建設工事履行報告書」及び「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」等を添付して、工事担当課へ提出します。

Q7 中間前金払の支払までの期間はどれくらいですか？

A7 工事担当課は、「中間前金払認定請求書」の請求があったときは、提出された「建設工事履行報告書」等により、中間前金払ができるかどうかの調査を行い、要件を満たしている場合は、「中間前金払認定調書」を請負者に交付します。

この「認定請求」から「認定調書の交付」までの期間は7日以内としています。

なお、支払については、予算担当課が請負者から「請求書」に「中間前金払認定調書」及び「中間前払金保証証書」を添付したものを受理した日から14日以内に中間前払金の支払いを行います。

(注)請負者から提出された書類についての不備、提出の遅滞、連休期間前の提出、その他特別の事情がある場合には期間内に通知できないことがあります。

Q8 請負契約が変更(増額・減額)された場合、中間前払金はどのようになりますか？

A8 変更後の契約金額が当初契約金額の100分の20以上増額した場合、又は100分の25以上減額した場合は、追加請求でき、又は返還しなければなりません。ただし、中間前払金の割合は、請負金額の100分の20以内であり、かつ、当初の前払金との合計が100分の60を超えることができません。(具体例については次の例を参考にしてください。)

① 増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金＞変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例)

当初の請負代金額1,000万円、増額200万円、当初前払金400万円  
 $12,000,000円 \times 60\% - 4,000,000円 > 12,000,000円 \times 20\%$   
 $3,200,000円 > 2,400,000円$   
以上により、中間前払金請求可能額は2,400,000円となります。

② 減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金＜変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×60%－受領済前払金」が中間前払金の額となります。

(例)

当初の請負代金額1,000万円、減額250万円、当初前払金400万円  
 $7,500,000円 \times 60\% - 4,000,000円 < 7,500,000円 \times 20\%$   
 $500,000円 < 1,500,000円$   
以上により、中間前払金請求可能額は500,000円となります。

Q9 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A9 変更契約後の工期(延長後の工期)の2分の1とします。

Q10 「中間前金払」と「部分払」との関係はどうなりますか？

A10 請負者は、請求時に中間前金払と部分払のいずれかを選択することになり、制度の併用はできません。